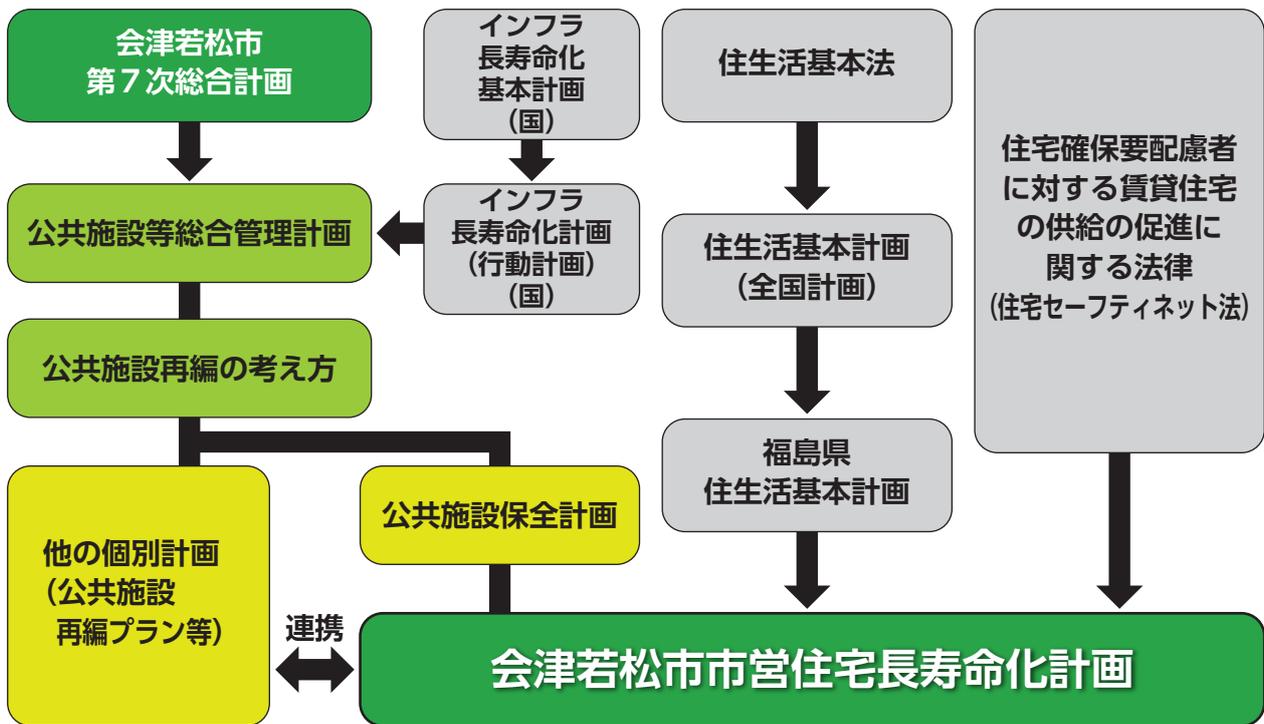


第2章 計画の位置づけと期間

1. 計画の位置づけ

本計画は、上位計画である「会津若松市第7次総合計画」等を踏まえ、「会津若松市公共施設等総合管理計画」や「会津若松市公共施設保全計画」との調和を図り、計画するものとします。



2. 計画期間

本計画は、中長期的な視点から今後の市営住宅の在り方を総合的に捉える必要があることから、令和3年度から令和12年度までの10年間を計画期間とします。

なお、社会情勢の変化への対応や事業の進捗状況を勘案し、必要に応じて適宜見直しを行うものとします。

	H28	H29	H30	H31 R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12
第3期	第4期地域住宅計画（福島県地域） H29 - R3				第5期地域住宅計画（福島県地域） R4 - R8				第6期地域住宅計画 R9 - R13						
第6次	会津若松市第7次総合計画										会津若松市第8次総合計画				
	会津若松市公共施設等総合管理計画														
	会津若松市公営住宅等長寿命化計画 H23 - R2					会津若松市市営住宅長寿命化計画 R3 - R12									